



埼玉県報

号外第 29 号
平成 28 年(2016 年)
8 月 24 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示 (薬務課)

告示

埼玉県告示第千六十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年八月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 知事指定薬物

イ エチル―ニ―「―（四―フルオロベンジル）―*H*―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート（通称名EMB―FUBINACA A）及びその塩類

ロ *N*―（二―アミノ――オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル）―（シクロヘキシルメチル）―*H*―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名APPCHMINAACA又はPX―三）及びその塩類

ハ 三―メトキシ―ニ―（メチルアミノ）―（四―メチルフェニル）プロパン―オン（通称名Medrone又は四―MMC―OMe）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十八年八月二十五日